旅行業の許可申請手続き

-Contents-

①旅行業の登録が必要な場合(旅行業法第2条・3条)

②代表的な登録の種別(旅行業法第4条)

③旅行業許認可手続きに必要な書類

④旅行業務取扱管理者資格（一般・国内）

⑤一般社団法人日本旅行業協会(JATA)入会と保証金制度

①旅行業の登録が必要な場合(旅行業法第2条・3条)

1.「報酬」を得て
2.「旅行業務」を行うことを
3.「事業」とする場合

一般社団法人日本旅行業協会
http://www.jata-net.or.jp

項目	内容
1. 報酬	●下記の旅行業務を行うことにより、経済的報酬を受けていれば「報酬」となる ●報酬とは、①募集経費②割戻金③送客手数料④旅行業務取扱料金　等を意味する
2. 旅行業務	●募集型企画旅行の実施（パッケージ型：予め旅行計画を作成した企画旅行） ●受注型企画旅行の実施（オーダーメイド型：旅行者依頼で旅行計画を作成した企画旅行） ●企画旅行実施のため、運送等関連サービスを提供するため、契約を締結する行為 ●旅行者の為の運送等サービス提供を受けることに関して、代理・媒介・取次をする行為 ●運送等サービスを提供することに関して、代理・媒介・取次をする行為 ●利用運送・利用宿泊行為 ●諸手続きに関しての代行・旅行者の便宜を図るサービス行為 ●旅行に関する相談に応じる行為
3. 事業	●目的ある同種の反復継続的行為 ●反復継続的行為とは、①旅行手配を行うことを宣伝している場合　等

②代表的な登録の種別(旅行業法第4条)

種別	募集型企画旅行契約		受注型企画旅行契約		手配旅行契約		他社募集型企画旅行　代売		登録先
	海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外	国内	
第1種旅行業	●	●	●	●	●	●	●	●	観光庁
	・国内・海外の募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行、他社募集型企画旅行代売など全ての旅行契約を取扱える旅行業登録です。 ・取扱う業務は旅行契約の全てを行うことができるため、営業保証金や基準資産額などの財産要件が最も厳しいものとなっています。								
第2種旅行業	×	●	●	●	●	●	●	●	都道府県
	・『海外の募集型企画旅行』以外の全ての旅行契約を取り扱える旅行業登録をいいます。 ・第1種旅行業よりも取り扱える業務の範囲が狭いため、営業保証金や基準資産額などの財産要件が第1種旅行業に比べて低く設定されています。								
第3種旅行業	×	×	●	●	●	●	●	●	都道府県
	・海外・国内を問わず自社で募集型企画旅行を行うことはできない旅行業登録をいいます。 ・第一種、第二種旅行業よりもさらに取り扱える業務範囲が狭いため、営業保証金や基準資産額などの財産要件がより低く設定されています。								

③旅行業許認可手続きに必要な書類(JATAで書式販売)

No.	種類	備考
1	更新登録申請書・第1号様式（1）	
2	更新登録申請書・第1号様式（2）	
3	更新登録申請書・第1号様式（3）	
4	定款	
5	登記事項証明書	
6	役員の欠格時効に該当しない旨の宣誓書	
7	旅行業務に係る事業の計画	
8	旅行業務に係る組織の概要	
9	最近の事業年度における貸借対照表・損益計算書	
10	公認会計士・監査法人による財務監査を受けている場合は当該監査証明	
11	旅行業務取扱管理者選任に関する書類	常勤・1営業所毎に1名以上
12	自己処理体制についての書類	
13	営業保証金供託書または弁済業務保証金分担金納付書の写し	JATA加入の場合は後者

5年毎に更新手続きが必要

④旅行業務取扱管理者試験（一般・国内）

1. 旅行業務取扱管理者試験には、総合旅行業務取扱管理者試験と国内旅行業務取扱管理者試験の２種類がある。
2. 海外旅行を取り扱う営業所=総合旅行業務取扱管理者試験の合格者の選任が必要。
3. 国内旅行だけを取り扱う営業所=総合旅行業務取扱管理者試験 or 国内旅行業務取扱管理者試験の合格者の選任が必要。

	総合旅行業務取扱管理者試験	国内旅行業務取扱管理者試験
試験実施機関	日本旅行業協会（ＪＡＴＡ）	全国旅行業協会（ＡＮＴＡ）
試験要項の発表（願書の配布）	７月上旬	６月上旬
受付期間 試験日	８月上旬 １０月上旬	７月上旬 ９月上旬
合格発表日（予定）	１１月下旬	１０月下旬
試験科目	旅行業法及び関係法令 旅行業約款及び関連約款 国内旅行実務 海外旅行実務	旅行業法及び関係法令 旅行業約款及び関連約款 国内旅行実務
試験地	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、那覇	札幌、仙台、草加、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、那覇
受験手数料	６，５００円	５，８００円

⑤一般社団法人日本旅行業協会(JATA)入会と保証金制度

種別	営業保証金	弁済業務保証金分担金 (JATA保証社員の場合)
第1種旅行業	7,000万円	1,400万円
第2種旅行業	1,100万円	220万円
第3種旅行業	300万円	60万円

JATA入会資格

1. 旅行業界に基づく旅行業者であること
2. 日本旅行業界正会員の2社の推薦があること
3. 入会金80万円
4. 年会費35万円（年額）
5. 上記弁済業務保証金分担金